

富田林市交通等 バリアフリー基本構想 《富田林駅・富田林西口駅周辺地区》

概要版



平成 19 (2 0 0 7) 年 3 月

富 田 林 市

はじめに

我が国は、今後も少子高齢化の進展が予測され、平成27(2015)年には4人に1人が65歳以上の高齢者となり、本格的な高齢社会を迎えるといわれております。

また、今後ますます高齢者、障害者の社会参加の機会が増大するなかで、公共交通機関の利用や、駅から周辺施設への移動に際して歩道の幅が狭く段差もある等、様々な障壁(バリア)が存在しており、これらを除去(バリアフリー化)し、すべての市民が安全、安心、快適に暮せるまちづくりを進めることが重要となっております。

この度本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、「富田林市交通等バリアフリー基本構想」を策定致しました。

この基本構想に基づき、当面近鉄富田林駅・富田林西口駅周辺地区のバリアフリー化に向けた整備を、施設設置管理者等の協力を得ながら推進するとともに、市民一人ひとりがバリアフリーのまちづくりについての理解を深め、互いに助け合う心配りを持つ「心のバリアフリー」の広報、啓発、教育活動に努めてまいりたいと考えております。

基本理念

だれもが安全・安心に移動でき
人にやさしいまち

本市では、高齢者や障害者等だれもが、安全・安心・快適に移動でき、自立した社会生活ができるまちを創りあげるため、市民・事業者・行政が互いに協働して、人にやさしいまちづくりを積極的に進めていきます。

ノーマライゼーションの 理念によるまちづくり

障害者が障害のない者と同等に生活し、だれもがその権利を尊重され、ともに活動し、自立した日常生活と社会生活を営むことが出来るノーマライゼーションの理念によるまちづくりを進めます。

健全で活力あるまちづくり

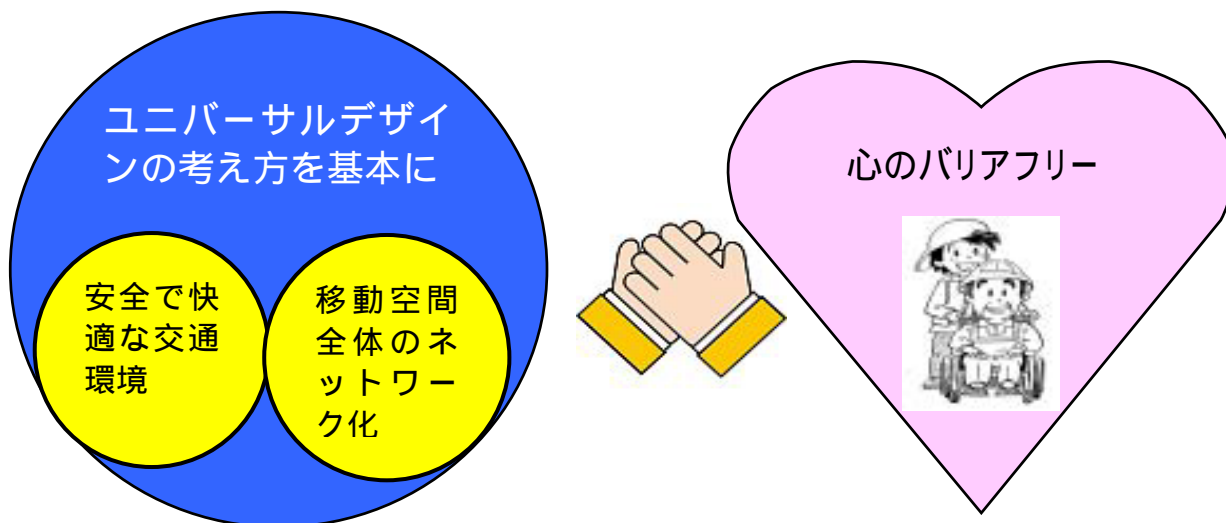
今後本格的な高齢社会へ移行するなかで、高齢者の生活を支え、自立を支援し、社会参加を促進する等、生活の質を高め元気で暮らし続けることの出来る、健全で活力あるまちづくりを進めます。

生き生きと安全に暮らせる まちづくり

高齢者や障害者をはじめだれもが利用しやすいよう、「どこでも、だれでも、自由に使いやすい」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、安全に、かつ、安心して外出・移動でき、利用しやすい施設のある、生き生きと安全に暮らせるまちづくりを進めます。

基本方針

基本理念に基づき、次の「基本方針」を踏まえながら、総合的、重点的かつ一体的に取り組んでいきます。



(1) ユニバーサルデザインの考え方を基本に

年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものに改良し、誰もが安心して快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方に基づき整備を進めていくことが重要です。

(2) 安全で快適な交通環境の推進

すべての人が安全で快適に歩き、移動できるよう交通環境のバリアフリー化を進めるとともに、鉄道やバスなどの公共交通の利便性、快適性を高めていきます。

(3) 移動空間全体のネットワーク化を進める

建築物や公共交通機関の旅客施設といった単体だけではなく、それを結ぶ駅前広場や道路といった移動空間全体のバリアフリーネットワークの形成を図ります。

(4) 「心のバリアフリー」を進めるまちづくり

市民一人一人がバリアフリーのまちづくりについての理解を深め、互いに助け合う心配りを持つ「心のバリアフリー」を進めるため、普及啓発、教育などの取り組みを図っていきます。

バリアフリー新法とは

主に建築物を対象にした「ハートビル法」と、主に駅などの公共交通機関やその周辺の、駅前広場・道路を対象にした「交通バリアフリー法」の2法を統合した、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」=バリアフリー新法が平成18年12月に施行されました。市町村が策定する基本構想に基づき、重点整備地区内の駅や公共的な施設、道路、駅前広場等について、長期的対応も含めバリアフリー化を推進し、高齢者や障害者等に限らず、だれもが自立した日常生活及び社会生活を確保することを目的としています。

重点整備地区の選定

近鉄富田林駅・富田林西口駅周辺地区

駅前広場整備事業に着手している富田林駅周辺地区、及び市役所など公共公益施設の立地が顕著な富田林西口駅周辺地区を選定しました。

なお、本地区以外の地区についても、施設設置管理者による移動等円滑基準に基づく整備を進めます。

生活関連施設と生活関連経路

整備目標 平成 22 年まで = 短期、平成 22 年以降 = 長期

生活関連施設

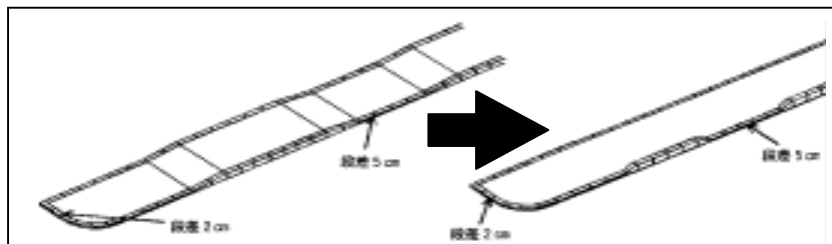
生活関連施設は、特定旅客施設（鉄道駅）と、相当数の高齢者、障害者等が利用すると想定され、移動等円滑化事業を短期または長期を目標に実施する予定の施設とします。

生活関連施設	移動等円滑化整備事業実施時期
富田林駅	短期
富田林西口駅	短期
市役所	長期
ダイエー富田林店	長期
府営清水住宅地	福祉のまちづくり条例整備基準適合

生活関連経路

生活関連施設を結ぶ経路で、既に移動等円滑化基準を満足する経路、目標年次である平成 22 年（2010 年）までに移動等円滑化基準を満足すべき経路、平成 22 年以降も含めて長期での対応を行う経路として設定します。

セミフラット式構造の歩道改良【歩道の高さを 5cm とし波打ちを解消したイメージ】



出典：
道路の移動円滑化
整備ガイドライン

準生活関連経路

本地区の一体的なバリアフリー歩行空間を形成する上で重要であると位置づける施設を結ぶ経路で、既に移動等円滑化基準を満足する経路、目標年次である平成 22 年（2010 年）までに移動等円滑化基準を満足すべき経路、平成 22 年以降も含めて長期での対応を検討する経路、及び地形などの状況により、移動等円滑化基準を満足できないが、バリアフリー整備を進める経路として設定します。



整備方針及び主な整備内容

公共交通特定事業(近鉄富田林駅・富田林西口駅 = 生活関連施設)

- 1) 円滑な鉄道利用動線を確保し、適切な維持管理を行います
- 2) 誰もが円滑に利用できる改札関連施設への改良、整備を行います
- 3) 誰もが安全に利用できるホームへの改良、整備を行います
- 4) 誰もが見て、聞いてわかりやすい情報関連施設の改良、整備を行います
- 5) 誰もが快適に利用できる駅関連施設(トイレ等)の改良、整備を行います
- 6) 駅員のサポートマナーの向上を目指します



誘導用ブロックの整備事例



多機能トイレの整備事例

整備内容	短期	長期
券売機の改良(蹴込み部の設置・見易くする)		
改札口に視覚障害者誘導用チャイム設置		
誘導用ブロックの適切な配置(ホーム)		
触知図による情報案内施設の充実		
多機能トイレへの改良		

公共交通特定事業（バス）

- 1) 誰もが利用しやすいバス利用環境を確保します
- 2) 誰もがわかりやすい案内施設の改良、整備を行います
- 3) バス乗務員のサポートマナーの向上を目指します

整備内容	短期	長期
低床(ワンステップ)バスの導入促進		



ワンステップバス

道路特定事業・交通安全特定事業

- 1) 誰もが安全に安心して利用できる歩行空間を確保します（生活関連経路）

	整備内容	短期	長期
旧国道 170号	歩道の拡幅(現道路幅員内で前出し可能区間については、短期を目標年次とする。)		
	セミフラット式構造への歩道改良		
富田林 五条線	セミフラット式構造への歩道改良（歩道設置区間については、短期を目標年次とする。)		
本町 11号線	セミフラット式構造の歩道設置		
	交通規制（一方通行化）		



青少年センター前の歩道



整備中の寺内町への経路

- 2) 出来るだけ歩きやすい歩行空間への改善を図ります（準生活関連経路）
- 3) 誰もが寺内町らしさを感じ、歩きやすい歩行空間を確保します（準生活関連経路）

建築物特定事業（生活関連施設）

- 1) 誰もが利用しやすい建築物を目指します

	整備内容	短期	長期
市役所	市役所入口スロープの改良		
	分かりやすい情報案内板の設置		
ダイエー 富田林店	エレベーターの設置検討		
	利用動線バリアフリー化(案内板の設置)		



市役所入口スロープ

その他事業等（近鉄富田林駅南口駅前広場整備）

- 1) 円滑な鉄道、バス、タクシーの利用動線を確保します
- 2) 誰もがわかりやすい案内施設の改良、整備を行います

心のバリアフリー

心のバリアフリーの輪を広げる まちづくりを目指します

駅舎や道路等は整備方針及び整備内容に基づき順次整備されていきますが、これらのハード整備とともに、市民一人ひとりがバリアのあることを認識し、バリアを感じる人への協力の姿勢を示す「心のバリアフリー」が重要です。

「心のバリアフリー」は高齢者や障害をもつ人は勿論、妊婦や外国人等が市民生活を行う上でのバリア（障壁）の理解から始まります。それぞれの立場で、何ができるのかを考えていきましょう。

（１）みんなができる 「心のバリアフリー」

現在、高齢社会に向けて、バリアフリーを考える講習会等が多く実施されています。だれもがこれらに参加していくことや、参加しやすい環境をつくるのが「心のバリアフリー」の第一歩です。また知的・精神障害者・発達障害者を含むすべての障害者や外国人など、さまざまな制約を受ける方々に対しての必要な手助け等の支援を心掛けましょう。

（２）利用者から見た 「心のバリアフリー」

路上駐車や自転車の放置、歩道への商品陳列や立看板などがバリアになることを認識し、歩行の障害となる行為や危険な行為をやめましょう。



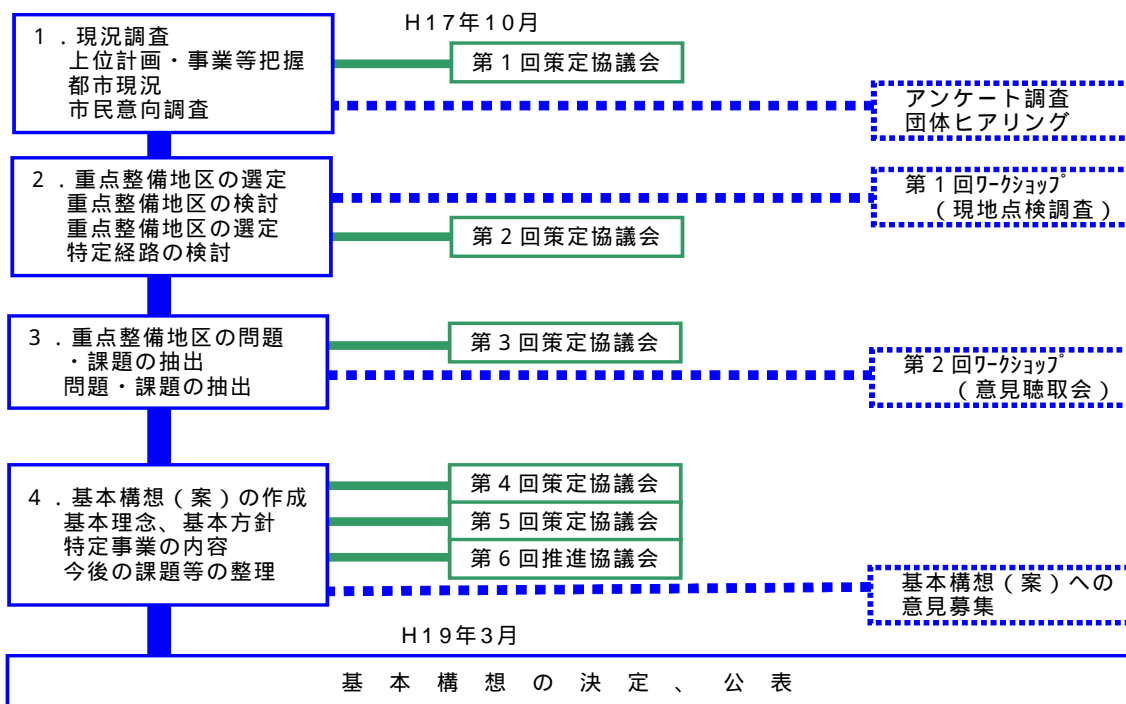
（３）整備事業者から見た 「心のバリアフリー」

法律に定められた基準は、最低限守るべきものです。基準以外にも、状況に応じ、臨機応変の対応が必要とされます。その整備には、市民の立場にたって市民の意見を聞くとともに、積極的な対応が望まれます。

（４）施設管理者から見た 「心のバリアフリー」

適切な施設の管理は、利用者に安心と信頼をもたらします。時間の流れに沿って、絶えず良好な状態を保つことはあたりまえのようで難しいことです。しかし、誠意をもって良好な施設の維持と改良に努めることが大変重要なことです。

基本構想策定までの経過



富田林市交通等バリアフリー基本構想推進協議会

高齢者、障害者をはじめ、学識経験者、市民、商業関係者、公共交通事業者、道路管理者、警察など様々な立場の委員で構成する本協議会を、合計6回開催し、バリアフリー化に向けた意見交換を積極的に行いました。

第1回ワークショップ(現地点検調査)

現地点検調査では、駅などのバリアフリー化について、スロープ勾配の改良や手すりの設置要望、トイレや券売機、情報案内、バス停やバスのスロープ板に対する改善要望がありました。一方、道路などについては、歩道の狭さ、歩車道段差、歩道上への違法駐車車両、駐輪の問題などの指摘がありました。

第2回ワークショップ(意見聴取会)

意見聴取会では、駅などの問題・課題、経路・整備方針の素案について討議し、駅舎や歩道のバリアフリー化に向けた改善要望などをお聴きしました。



第4回策定協議会(H18.10.20)



第1回ワークショップ
現地点検調査(H17.11.15)



第2回ワークショップ
意見聴取会(H18.7.13)